

令和8年度長野県安全・安心アプリ「ライポリス」普及啓発広告配信業務発注仕様書(案)

1 業務の名称

令和8年度長野県安全・安心アプリ「ライポリス」普及啓発広告配信業務

2 業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）までの間において、発注者と協議した上で定める期間で実施

3 業務の実施場所

長野県内全域

4 業務の目的

長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」（以下「アプリ」という。）の普及促進を図るために、幅広い年代に対し、各種媒体を介して広告を配信し、LP（ランディングページ）に誘導することで、アプリダウンロード及び利用者拡大を促進し、もって県民の自主防犯・交通安全意識等の向上と安全・安心な長野県の実現を目指すもの。

5 発注する業務の内容

(1) 広告動画等の作成

広告動画等の広告素材は、複数種類作成（動画は必須）し、各媒体仕様に応じてリサイズ等を行うとともに、広告動画、広告バナーデザイン、広告テキストの作成にあたり、制作意図や戦略を明示すること。

なお、LPは、長野県警察公式ホームページ又はアプリダウンロード専用ページ等を想定している。

(2) 広告配信・発信

作成した広告動画等の広告素材を活用し、アプリの周知、ダウンロード及び利用者拡大のため、高い効果が見込める発信方法を発注者と協議の上で決定し、実施する。

(3) 広告配信対象者（ターゲット）

- ・範囲：長野県全域
- ・年齢層：全年齢（メインターゲット：10代～20代の若年層）
- ・性別：指定なし

(4) 広告活用媒体

広告配信対象者に合わせ、最も効果的なものを選定し、発注者と協議の上で決定する。

(5) 目標数値

令和9年3月31日までにアプリのダウンロード数、累計8万ダウンロードを最低目標として、本業務におけるダウンロード目標数値を設定し、提案すること。

（令和8年7月末現在：7万ダウンロード）

(6) 広告配信期間

契約締結日から令和9年3月31日までの期間内とし、契約後、発注者と協議の上、決定する。

- (7) 業務等に要する経費の限度額
2,257,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

6 留意事項

- (1) 広告内容は提案内容を基本原則とするが、発注者からの要望があった場合は、可能な範囲で変更すること。
(2) 制作した広告等は配信前に発注者へその内容の確認を行うこと。
(3) 広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、発注者の対応指示に従うこと。

【不適切なサイト等の例】

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・公の秩序もしくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・政治性または宗教性のあるもの。
- ・特定の主義主張を目的とするもの。
- ・上記に掲げるもののほか、発注者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

6 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則143条に該当する場合は契約保証金を免除する。

7 請負代金

- (1) 請負代金は、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、発注者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。
(2) 請負者は、事業の実施に際して、必要がある場合は、発注者に対し請負代金の100分の30に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

8 業務の委任

請負者は、請負業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。

ただし、部分的な業務についてあらかじめ長野県警察本部長の承諾を得たときは、第三者に委任することは可能である。

9 個人情報の取扱い

請負者が業務を行うに当たり取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等に基づき適正に行うこと。

10 守秘義務

請負者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

11 報告

- (1) 請負者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に発注者に提出すること。
(2) 請負者は、発注業務完了後10日以内に、発注業務完了報告書を発注者に提出すること。

なお、発注業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出すること。

- ・制作した動画広告データ等
- ・その他、事業実施が確認できる書類、成果品

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (2) 本業務の実施に当たり、請負者は発注者と十分調整すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、発注者が必要と認めるときは、請負者に業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 制作する資料が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (5) 本業務により制作される制作物の著作権は発注者に帰属することとし、発注者は事前連絡なく加工及び二次利用できる。
ただし、請負者が従来から権利を有していた請負者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、請負者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できる。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、請負者は当該既存著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。
- (6) 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (7) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
- (8) 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には利用しないこと。
- (9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と請負者が協議の上、定めることができることとする。